

広島県告示第790号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

令和8年6月29日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 横田 美香

1 竣功認可年月日

令和8年6月19日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 横田 美香

3 埋立区域

(1) 位置

第3-2-1工区

広島県広島市南区出島3丁目1番66から同4丁目4番2を経て、同4番7に至る間の地先公有水面

(2) 区域

第3-2-1工区

次の各地点のうち、90の地点から79の地点、92の地点、75の地点、91の地点までを順次に結んだ線及び90の地点と91の地点を結んだ線により囲まれた区域。

90の地点 広島県広島市南区元宇品町元宇品公園の国土地理院四等三角点

「元宇品」（北緯34度20分28.832秒、東経132度27分45.326秒、標高51.85m）から 276度11分04秒 1,104.70mの地点

79の地点 90の地点から 215度28分06秒 83.25mの地点

92の地点 79の地点から 193度40分00秒 150.00mの地点

75の地点 92の地点から 283度40分00秒 500.00mの地点

91の地点 75の地点から 13度40分00秒 227.30mの地点

(3) 面積

第3-2-1工区

114,845.99平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成8年3月28日 広島県告示第367号
(平成8年3月19日付け指令港第221号で免許)

- 5 法第22条第3項の市町名
広島市